

(別紙 1)

令和 3 年度～令和 7 年度 社会福祉法人 蓮華園 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人 蓮華園		法人番号		4 3 1 0 0 0 5 0 0 2 9 1 5			
法人代表者氏名	理事長 桑原 節子							
法人の主たる所在地	長崎県佐世保市柚木町 1 2 7 9 番地 1							
連絡先	0 9 5 6－4 6－0 1 2 3							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和 5 年 6 月 2 7 日							
評議員会の承認年月日	令和 5 年 6 月 2 8 日承認							
会計年度別の社会福祉 充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和 2 年度末現在)	1 か年度目 (令和 3 年度末現在)	2 か年度目 (令和 4 年度末現在)	3 か年度目 (令和 5 年度末現在)	4 か年度目 (令和 6 年度末現在)	5 か年度目 (令和 7 年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
	41, 480 千円	178, 660 千円	288, 520 千円	288, 520 千円	288, 520 千円	0 千円		0
	うち社会福祉充実 事業費(単位：千円)		7, 450 千円	0	0	0	281, 070 千円	288, 520 千円
本計画の対象期間	所轄庁承認日から令和 8 年 3 月 3 1 日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1 か年度目	職員処遇改善	社会福祉事業	既存	職員に処遇改善としてコロナ慰労金を支給	なし	7, 450
	小計					7, 450
2 か年度目						
	小計					
3 か年度目						

	小計					
4 か年 度目						
	小計					
5 か年 度目	入所施設建替	社会福祉事業	既存	桜が丘学園の建替	あり	596, 230
	小計					596, 230
合計						603, 680

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	1 職員の処遇改善として対象者に新型コロナウイルス感染症対応慰労金を支給する 2 桜が丘学園の建替に係る施設整備等
② 地域公益事業	①を実施すると残高は生じないため実施しない
③ ①及び②以外の公益事業	①を実施すると残高は生じないため実施しない

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1 か年度目	2 か年度目	3 か年度目	4 か年度目	5 か年度目	合計
新型コロナ ウイルス感染症 対応慰労 金を支給	計画の実施期間に おける事業費合計	7, 450	0	0	0	0	7, 450
	社会福祉充実 残額	7, 450	0	0	0	0	0
	補助金	0	0	0	0	0	0
	借入金	0	0	0	0	0	0
	事業収益	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
桜が丘学園 の建替	計画の実施期間に おける事業費合計	0	0	0	0	596, 230	596, 230
	社会福祉充実 残額	0	0	0	0	281, 070	281, 070
	補助金	0	0	0	0	0	0
	借入金	0	0	0	0	100, 000	100, 000
	事業収益	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	215, 160	215, 160

5. 事業の詳細

事業名	新型コロナウイルス感染症対応慰労金を支給	
主な対象者	保育事業職員（県・町よりの慰労金を受給していない職員）	
想定される対象者数	幼稚園職員 149名	
事業の実施地域	佐世保市	
事業の実施時期	令和3年12月20日	
事業内容	新型コロナウイルス感染症対応に係る慰労金の支給が、障害施設職員に対しては長崎県より、佐々青い実幼稚園職員に対しては佐々町より支給されている。 その他の保育園職員には慰労金の支給がなく、今回、慰労金を支給することにより職員の処遇改善を図る。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	12月賞与時に新型コロナウイルス感染症対応慰労金として 一人当たり50,000円 職員149名に支給 支給額計 7,450,000円
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	
	5か年度目	

事業費積算 (概算)	新型コロナウイルス感染症対応慰労金支給 50, 000 円 × 149 名 = 7, 450, 000 円	
	合計	7, 450 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 7, 450 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

事業名	桜が丘学園の建替	
主な対象者	保育事業職員（県・町よりの慰労金を受給していない職員） 利用者	
想定される対象者数	入所者 40名、短期入所者 4名、通所者 20名 計 64名	
事業の実施地域	佐世保市	
事業の実施時期	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
事業内容	桜が丘学園は昭和53年3月に定員40名で開設され、築後43年が経過し老朽化が進み、これまでも都度各所の修繕を行ってきたが、本体も経年劣化している状況である。このことから、現在より5年後の令和7年を目途に、建替を計画する。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	施設整備準備
	2か年度目	施設整備準備
	3か年度目	施設整備準備
	4か年度目	施設整備準備
	5か年度目	施設整備着工。完成

事業費積算 (概算)	桜が丘学園建替		
	(1) 事業費 (案)		
	項 目	概算事業費 (千円)	備 考
	本体工事費	520, 000	2, 000 m ² × 260 千円
	設計管理料	15, 600	約 3 %
	旧施設解体費	30, 630	1, 021 m ² × 30 千円
	設備費	30, 000	
	計	596, 230	
	(1) 資金計画		
	項 目	概算の予算 (千円)	備 考
	借入金	100, 000	
	自己資金	496, 230	
	計	596, 230	
	合計	596, 230 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 281, 070 千円)	
	地域協議会等の意見と その反映状況		

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

長崎県知事 殿

社会福祉法人 蓮 華 園
理事長 桑 原 節 子

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

令和 3 年 6 月 2 9 日付け（3 障福第 445 号）により，貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について，別添のとおり変更を行うこととしたので，社会福祉法第 55 条の 3 第 1 項の規定に基づき，貴庁の承認を申請する

（添付資料）

- ・ 変更後の令和 3 年度～令和 7 年度社会福祉法人蓮華園社会福祉充実計画
（注）変更点を赤字とする，新旧対照表を添付するなど，変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料